

議案第74号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 物品 |
| 2 | 財産の内容 | 北本市栄市民活動交流センター共通備品（机類、椅子類等）一式 |
| 3 | 取得予定価格 | 31,009,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県桶川市寿1丁目9番18号
株式会社高砂屋書店
代表取締役 天 沼 満 |

令和6年12月12日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄